

目 次

臨床法学全国模擬裁判調査結果の公表にあたり	1 頁
I. 臨床法学全国模擬裁判調査について	1 頁
II. 法科大学院における民事模擬裁判アンケート集計結果	5 頁
III. 民事模擬裁判アンケートの自記載欄の内容	15 頁
IV. 法科大学院における刑事模擬裁判アンケート集計結果	23 頁
V. 刑事模擬裁判アンケートの自由記載欄の内容	33 頁
VI. 大学別アンケート回答：民事模擬裁判	43 頁
VII. 大学別アンケート回答：刑事模擬裁判	81 頁
VIII. 使用した民事・刑事模擬裁判アンケート書式	123 頁

1. 臨床法学全国模擬裁判調査について

(1) はじめに

破産事件の配当率は3%の場合でも良い部類に入ると言われます。新司法試験の合格率は30%であれば、良好との評価を受けるでしょう。アンケートの場合回収率が50%を超えることは稀であり、74校全校から回答を得るができたのは画期的と言えるでしょう。

2009年10月1日全国74校の法科大学院に対し民事及び刑事の模擬裁判アンケートを郵送後、こちら側からの督促あるいは内容確認等でご迷惑をおかけしたと思いますが、各校のご理解及びご協力を得て、100%回収出来ましたことに対して深く感謝致します。模擬裁判について全国的調査のなされたことはこれまで余り無く、しかも74校全校からの回答ということで、重要な資料になることを期待しています。

なお、アンケートの回答は各法科大学院としての回答ではなく、あくまで模擬裁判担当者等としてのものです。また民事及び刑事の両方についてあるいは片方について大学名の公表不可との大学が数校有りましたので、その場合匿名と表示しました。

(2) 模擬裁判アンケートの集計結果及び概要

民事模擬裁判及び刑事模擬裁判の各アンケートの集計結果の詳細は本報告書に記載のとおりですが、概要は次のとおりです。

また「模擬裁判の位置付け」、「教材について」、「時間数について」、「研究者教員との協同について」及び「その他」について自由記載欄を設けました。内容は本報告書に記載のとおりですが、読みやすくするため、こちらで適宜分類させて頂きました。自由記載欄も各法科大学院としての回答ではなく、あくまで模擬裁判担当者のものであることをここにお断りしておきます。

〔民事模擬裁判〕

1 部分的実施を含めて、実施(60校)

- 2 科目名「模擬裁判」(36校)
- 3 3年次生対象(48校)
- 4 必修科目(22校)
- 5 2単位(39校)
- 6 前期実施(30校)
- 7 登録学生は各校の規模でさまざま
- 8 1クラス体制(40校)
- 9 要件事実の学修を前提(48校)
- 10 可と不可のみの成績評価(26校)
- 11 法廷教室使用(42校)
- 12 専任ないしみなし専任の担当ないし関与が多数
- 13 研究者の関与無し(49校)
- 14 独自に作成した教材も使用(35校)
- 15 尋問打合せから判決言渡しまで実施(41校)
- 16 全体に占める法廷活動の割合は5割～6割(31校)
- 17 学生が当事者及び証人役(28校)
- 18 目的は民事訴訟手続全体の流れを理解させること(52校)
- 19 目的を一応達成できている(49校)
- 20 問題点は適切な教材を確保しにくい(34校)
- 21 受講学生以外の学生の傍聴可(27校)
- 22 弁論ないし要約を口頭で実施(23校)
- 23 司法修習の模擬裁判との関連を特に意識していない(36校)
- 24 実務の批判的検討も意識している(17校)

{刑事模擬裁判}

1. 実施(66校)
2. 科目名「模擬裁判」(30校)
3. 3年次生対象(50校)
4. 必修科目(22校)
5. 2単位(45校)
6. 前期実施(32校)

7. 登録学生は各校の規模でさまざま
8. 1クラス体制(42校)
9. 可と不可のみの成績評価(21校)
10. 法廷教室使用(55校)
11. 専任ないしみなし専任の担当ないし関与が多数
12. 研究者の関与無し(42校)
13. 独自に作成した教材も使用(16校)
14. 公判手続だけ(29校)
15. 全体に占める法廷活動の割合は5割～6割(27校)
16. 学生が当事者及び証人役(45校)
17. 目的は刑事訴訟手続全体の流れを理解させること(63校)
18. 目的を一応達成できている(45校)
19. 問題点は適切な教材を確保しにくい(38校)
20. 受講学生以外の学生の傍聴可(36校)
21. 司法修習の模擬裁判との関連を特に意識していない(39校)
22. 実務の批判的検討も意識している(19校)

(3) おわりに

新司法試験の合格率向上のため、試験科目以外の科目あるいは模擬裁判のような実務科目を軽視する傾向が一部に有るようです。特に合格者の人数が現状維持あるいは減少するのではないかとこの危惧感から、また外部評価において合格者数を今後考慮することになった事情から、そのような傾向が一層加速されるのではないかと心配されます。しかし、模擬裁判を通じて、実体法及び手続法を全体的に把握することができると及び担当の実務家と触れることにより受験のモチベーションが高まることは疑いようの無いことです。むしろ模擬裁判は新司の受験にも大いに役立つものと考えられます。試験科目ではないから軽視しても良いとの考えは極めて表面的で短絡的な見方です。このたびのアンケートが模擬裁判の改善のための議論の活性化に資することを期待しつつ、また模擬裁判が裁判実務を単に理解しないし感得するためだけでなく、改善するためにも用いられるようになれ

ば素晴らしいと思います。74校の法科大学院においてこのたびの調査結果がご利用頂ければ、望外の幸いです。

2010年5月

日本学術振興会科学研究費・臨床法字グループ研究協力者
広島大学法科大学院法務研究科教授、弁護士
編集 佐藤 崇文

II. 法科大学院における民事模擬裁判アンケート集計結果 (全74校回答)

1. 民事模擬裁判を内容とする授業を実施していますか？

イ 実施している(部分実施を含む) →合計: 60 校
ロ 実施していない →合計: 14 校

理由: ①司法修習において模擬裁判は実施されているので、法科大学院で実施する必要は無い →合計: 0 校

②他の方法で模擬裁判と同じ教育効果を達成できると考えているので、実施する必要はない →合計: 10 校

③実施したいが、教員や設備を確保できない →合計: 0 校

④その他 →合計: 4 校

・履修希望者がいなかったため不開講とした: (1校)

・実施したいが余裕がない: (1校)

・実施方法について検討中: (1校)

・来年度から実施予定: (1校)

2. 模擬裁判を内容とする科目の名称は何ですか

※回答なし(空欄) →合計: 0 校

① 模擬裁判 →合計: 36 校

② ローヤリング →合計: 2 校

③ リーガルクリニック →合計: 1 校

④ 民事訴訟手続演習 →合計: 0 校

⑤ その他 →合計: 21 校

・法務総合演習: (1) ・民事裁判演習: (3)

・民事訴訟実務の基礎Ⅰ: (1) ・民事実務演習: (1)

・民事訴訟実務の基礎Ⅱ: (1) ・民事実務総合演習: (1)

・民事裁判実務: (2) ・ローヤリング・模擬裁判: (1)

・民事模擬裁判: (2) ・民事実務: (1)

・民事法実務演習Ⅱ: (1) ・民事行政裁判演習: (1)

・ローヤリング・民事弁護演習(2教科ある): (1) ・民事訴訟法の講義?: (1)

・法文書作成・模擬裁判: (1) ・模擬裁判(科目名「法文書作成Ⅰ」): (1)

・模擬裁判と民事実務基礎演習Ⅱ(2教科ある?): (1)

3. 対象学年は何年次生ですか

※回答なし(空欄) → 合計: 1 校

① 1年次生 → 合計: 1 校

② 2年次生 → 合計: 6 校

③ 3年次生 → 合計: 48 校

④ 2年次・3年次生 → 合計: 3 校

⑤ 1年次・2年次・3年次生 → 合計: 1 校

4. 受講は必修ですか、選択ですか

※回答なし(空欄) → 合計: 1 校

① 必修 → 合計: 22 校

② 選択必修 → 合計: 21 校

③ 選択 → 合計: 15 校

④ その他 → 合計: 1 校

・選択必修・選択 (1)

5. 何単位ですか

※回答なし(空欄) → 合計: 0 校

① 1単位 → 合計: 15 校

② 2単位 → 合計: 39 校

但し、(刑事と民事併せて) → 合計: 3 校

③ 3単位 → 合計: 0 校

④ 4単位 → 合計: 1 校

⑤ その他 → 合計: 2 校

・1.5単位 (1) ・1単位・2単位 (1)

6. いつ実施していますか

※回答なし(空欄) → 合計: 0 校

① 前期 → 合計: 30 校

② 後期 → 合計: 22 校

③ 夏休み → 合計: 2 校

④ 春休み → 合計: 1 校

⑤ その他 → 合計: 5 校

・前期・夏休み (2) ・前期と後期 (2) ・1,2学期 (3学期制) (1)

7. 直近の登録学生数は何名ですか: 4名~240名

8. 1クラスですか、それ以上ですか

※回答なし(空欄) → 合計: 1 校

① 1クラス → 合計: 40 校

② 2クラス → 合計: 13 校

③ 3クラス → 合計: 4 校

④ 4クラス以上 → 合計: 2 校

9. 要件事実についての学修を受講の前提にしていますか

※回答なし(空欄) → 合計: 1 校

① 前提にしている → 合計: 48 校

② 前提にしていない → 合計: 11 校

10. どのような成績評価ですか

※回答なし(空欄) → 合計: 1 校

① 可と不可のみの2段階 → 合計: 26 校

② ABCDの4段階評価 → 合計: 16 校

③ その他 → 合計: 19 校

・判決起案: (1) ・AB+BC+CD+DFの8段階: (1)

・SABCEの5段階: (1) ・A+ABCFの5段階: (1)

・A+ABCDの5段階: (1) ・SABCDの5段階: (3)

・優・良・可・不可: (2) ・ABC (Fが不可): (1)

・100点満点: (3)

・模擬裁判を含む講義全体で評価: (1) ・点数評価: (1)

・2教科がそれぞれ可と不可のみの2段階とABCDの4段階評価 (1)

11. 模擬裁判の場所はどこですか

※回答なし(空欄) → 合計: 0 校

- ①法廷教室 →合計： 42 校
- ②通常の教室 →合計： 7 校
- ③裁判所の法廷を借りている→合計： 0 校
- ④その他→合計： 11 校

・法廷教室と通常の教室の両方 (10)
 ・ネットを設置 (1)

12. 関与している実務家教員の身分は何ですか (複数回答あり)

※回答なし (空欄) →合計： 0 校

- ①専任 →合計： 45 校
 - ②みなし専任→合計： 24 校
 - ③特任 →合計： 5 校
 - ④兼任 →合計： 0 校
 - ⑤非常勤 →合計： 28 校
 - ⑥その他 →合計： 9 校
- ・学外弁護士 (修了生)： (1) ・派遣裁判官・弁護士： (1)
 ・派遣裁判官： (5) ・実務教員： (1)
 ・法務講師 (特任准教授)： (1)

13. 研究者教員は関与していますか

※回答なし (空欄) →合計： 0 校

- ①全く関与していない→合計： 49 校
- ※但し、研究者教員も模擬裁判を傍聴しており、その意見を聞いている→合計1校
- ②ある程度関与している→合計： 8 校
- ※全回関与している →合計： 1 校
- ※裁判官出身の研究者教員と共同授業である→合計： 1 校

14. どのような教材を使用していますか (複数回答あり)

- ※回答なし (空欄) →合計： 2 校
- ①司法協会の教材 (司法研修所編) →合計： 11 校
- ②民事模擬裁判ライオンズマニュアル (PSIM編、慈学社出版) →合計： 10 校
- ③独自に作成した教材→合計： 35 校
- ④その他 →合計： 18 校

- ・日弁連の教材： (9) ・法曹会の民事訴訟実務基礎解説： (1)
- ・司法研修所の記録： (3) ・記載なし： (1)
- ・他大学と共同して作成した教材： (1) ・コンピュータの教材： (1)
- ・弁護士会作成の模擬裁判記録： (1)

15. どの範囲まで実施していますか

※回答なし (空欄) →合計： 2 校

- ①依頼者ないし証人との面接+尋問+訴状や準備書面の作成+判決言渡し→合計： 41 校
 - ②依頼者ないし証人との面接+尋問+訴状や準備書面の作成→合計： 3 校
 - ③尋問+判決言渡し→合計： 2 校
 - ④尋問だけ→合計： 1 校
 - ⑤その他 →合計： 11 校
- ・訴状・答弁書起草→判決言渡し： (1) ・上記①+和解： (3)
 ・上記②+裁判所の時事認定の開示 (心証形成)、和解期日： (1)
 ・上記②+争点整理： (1) ・訴状や準備書面の作成+尋問： (1)
 ・証人・当事者との面接+尋問： (1)
 ・面接+尋問事項作成+証人ラスト+尋問+判決言渡し： (1)
 ・尋問+訴状や準備書面の作成+判決言渡し： (1)
 ・訴状や準備書面の作成+尋問： (1)

16. 準備を含めた場合、全体に占める法廷活動の時間的割合はどの位ですか

※回答なし (空欄) →合計： 3 校

- ①9割～10割 →合計： 0 校
- ②7割～8割程度→合計： 8 校
- ③5割～6割程度→合計： 31 校
- ④3割～2割程度→合計： 15 校
- ※その他 →合計： 3 校
- ・4割： (2) ・5～6割・3～2割： (1)

17. 誰が当事者及び証人になっていますか (複数回答あり)

- ※回答なし (空欄) →合計： 4 校
- ①学生 →合計： 28 校
- ②研究者教員 →合計： 2 校

③実務家教員 →合計： 21 校

④一般市民 →合計： 1 校

⑤プロの役者なし劇団員 →合計： 1 校

⑥その他 →合計： 11 校

・弁護士：(3) ・本学出身で司法試験に合格した者：(1)

・二弁護士：(1) ・OB弁護士：(1)

・一般市民(但し、Simulated Clientとして研修を経た者)：(1)

・修学生：(2) ・演劇学科の学生：(1) ・職員もしくは補助教員：(1)

18. 模擬裁判の目的は何ですか(複数回答あり)

※回答なし(空欄) →合計： 3 校

①民事訴訟手続全体の流れを理解させること →合計： 52 校

②民事訴訟法及び規則を理解させること →合計： 31 校

③主張立証責任を理解させること →合計： 35 校

④事実認定力を身につけさせること →合計： 36 校

⑤当事者代理人としての能力を身につけさせること →合計： 32 校

⑥口頭での表現力を身につけさせること →合計： 20 校

⑦法曹倫理を身につけさせること →合計： 7 校

⑧その他 →合計： 3 校

・各パート毎の仕事の分担など円滑な共同作業のやり方の習得：(1)

・要件事実を具体例で考えさせること：(1)

・依頼者との関係づくり：(1)

19. 上記の目的を達成できていますか

※回答なし(空欄) →合計： 3 校

①十分出来ている →合計： 8 校

②一応出来ている →合計： 49 校

③出来ていない →合計： 0 校

④その他 →合計： 0 校

20. 課題ないし問題点は何でしょうか(複数回答あり)

※回答なし(空欄) →合計： 8 校

①当事者及び証人を確保しにくい →合計： 7 校

②適切な教材を確保しにくい →合計： 34 校

③学生の人数が多いため一人の学生の担当する範囲が狭い →合計： 9 校

④学生が熱心に取り組みにくい →合計： 0 校

⑤その他 →合計： 14 校

・特になし：(1)

・準備等で院生の負担が大きいのではないかと考えている(要検討課題)：(1)

・自由記載欄に記載：(1)

・学修のための時間が多く必要である：(1)

・学生の人数が多いため、やる者とやらない者の差が出る：(1)

・刑事・民事で2単位なので時間が少ない：(1)

・指導担当が全て弁護士なので、裁判官役の学生に対する指導が十分とはいえないか
もしれない：(1)

・時間不足である：(1) ・時間が足りない：(2)

・学生の人数が年によって異なる：(1)

・司法試験の勉強との関係：(1)

・学生間で協議する時間が十分とれない：(1)

・連続した時間がとりにくい：(1)

・社会人が多いため、学生間の事前の合議をしにくい：(1)

21. 模擬裁判の傍聴は可能ですか(複数回答あり)

※回答なし(空欄) →合計： 5 校

①受講学生以外の学生の傍聴も可能 →合計： 27 校

②その他学内関係者の傍聴も可能 →合計： 21 校

③学外の弁護士の傍聴も可能 →合計： 8 校

④一般人の傍聴も可能な場合もある →合計： 7 校

⑤その他 →合計： 17 校

・問題になつたことがないので決めていない：(1)

・特に希望はないので考えてない：(1)

・傍聴を希望されたことがない：(1)

・不可である：(1)

・講義の一部として実施しているので傍聴はできない(事実上不可)：(2)

- ・教員は可能、その他も希望があれば検討：(1)
- ・現在は公開(傍聴)していない：(3)
- ・学内教員のみ：(2)
- ・受講学生以外の傍聴は予定していない：(1)
- ・傍聴可能だが、学生の人数が多いため入りきれない：(1)
- ・許可を得ないと難しいのではないかと思う：(1)
- ・傍聴可能だが、傍聴者はいない：(1)
- ・適宜判断：(1)

22. 口頭弁論において書面の陳述ではなく、口頭の弁論をしていますか

- ※回答なし(空欄) →合計： 6 校
- ①口頭で弁論させている →合計： 10 校
- ②口頭で要約を述べさせている→合計： 13 校
- ③いわゆる「書面のとおり陳述します」で口頭弁論に代えている→合計： 24 校
- ④その他→合計： 7 校
- ・上記①と③の併用(双方のやり方を理解させるため)：(2)
 - ・実技は弁論準備手続最終段階から始める：(1)
 - ・上記③+補充的に発言させること、最終弁論を要約でさせることはある：(1)
 - ・期日は尋問期日のみ：(1)
 - ・裁判官は教員が務め、衆明に答えさせている：(1)
 - ・実施していない：(1)

23. 司法修習における模擬裁判との関連を意識していますか

- ※回答なし(空欄) →合計： 4 校
- ①司法修習における模擬裁判とは異なったものとして位置付けている→合計：12 校
- ②特に意識していない→合計： 36 校
- ③その他 →合計： 8 校
- ・司法修習における模擬裁判に近いものとして位置付けている：(1)
 - ・司法研修所におけるスタイルを踏襲している：(1)
 - ・①+研修所における模擬裁判の準備的(実務に対する準備的とも位置付けている)なものと考えている：(1)

- ・旧司法修習における交互尋問の演習に相応させている：(1)
- ・全く異なったものと位置付けているわけではないが、より基本的な事項の理解に重点を置いている：(1)
- ・修習を補うものとして考えている：(1)
- ・PSIM及びその後の名古屋大学の事業に参加し、司法研修所にも年2回、民・刑事それぞれ教員が見学に行き参考に行っている：(1)
- ・司法修習における模擬裁判のゾーンの側面たらんことも意識：(1)

24. 模擬裁判において実務を批判的に検討することも意識していますか。

- ※回答なし(空欄) →合計： 3 校
- ①意識している →合計： 17 校
- ②特に意識していない→合計： 37 校
- ③その他 →合計： 3 校
- ・批判的意識はないが、あるべき裁判としてやっている：(1)
 - ・実務を批判的に検討することに重点を置いているわけではないが、問題意識をもつて検討するように努めさせている：(1)
 - ・口頭弁論の活性化：(1)

Ⅲ. 民事模擬裁判アンケートの自由記載欄の内容

(記載内容はいずれも担当者の個人的意見であり、法科大学院としての意見ではありません。)

(ア) 模擬裁判の位置付けについて

民事訴訟の流れを理解させるため

- ・ 民事訴訟手続全体を学生が理解するために不可欠な講座であり、できるだけ全体構造を学生に分かり易く説明しながら裁判を進めている。【東洋大学】
- ・ 民事訴訟手続の流れを理解する。手続で実際に何をするのかを知る(ex 書証の取調、人証の採用)。書面を作成する(訴状、答弁書、準備書面、人証申請書、証拠説明書、和解条項、判決書)。【名古屋大学】

- ・ 民事訴訟を生きたものとして理解するために、また法曹としての資質を身につけるために必要なカリキュラムと考える。【鹿児島大学】

- ・ 民事裁判実務の最終段階とし、民事訴訟の進捗を体感し、さらに実践的な民事実務演習へつなげることを目的としている。【匿名】

- ・ 学生が理解し難いと思っている民事訴訟法を身近に感じることの出来る良い機会であり、これを実施することにより、理解が深まると思っている。【横浜国立大学】

- ・ 裁判実務を認識させるよう意識している。【愛知学院大学】

- ・ 模擬裁判の目的のうち、民事訴訟手続全体の体験学習のほか、訴状・答弁書・準備書面等法文書作成指導に留意し、受講生全員に文書を作成させ、添削・講評をしている。【青山学院大学】

- ・ 争点整理後の証人尋問・当事者尋問を行う。これにより事前の準備の重要性、尋問の難しさを実際に感じてもらう。併せて、事実認定の難しさも認識してもらう。【姫路獨協大学】

要件事実の機能を理解させるため

- ・ 訴訟技術よりも訴訟手続、実務における要件事実の機能、事実認定の理解を深めることができるような授業にしたいと考えている。【京都大学】
- ・ 単なる演技にならないよう、要件事実の重要性を考えさせるようにしている。【大阪大学】

- ・ 本教科は訴訟実務の基礎(要件事実論、事実認定論)や民事法総合演習の学習と並行して行われ、相互に良い影響を与えている有用な教科であると考える。【白鷗大学】
- ・ 実務と関わるという点でロースクールの中でも重要な位置づけであり、特に要件事

実の基礎から事実認定、証拠方法など実務家として重要なポイントを盛り込んでいる。【東海大学】

具体的イメージを把握させるため

- ・ 机上でやってきた理論を実地にロールプレイしてみることによって、未履修者の多い本学では訴訟を具体的にイメージすることに役立っている。【匿名】
- ・ 教科書的な知識を具体的な事件を通じて身につける。【京都産業大学】
- ・ 日ごろの勉強と関連性がわかるように留意しているが、成功しているか否かは不明である。【匿名】
- ・ 法構造を理解させる機会としている。【専修大学】
- ・ 民事実務基礎論履修後のタイミンズで実施することにより、理論と実務のリンクについて、より実践的に体得しうる位置付けとしている。【福岡大学】

民法法全体の理解を深めるため

- ・ 実際に手続を進める中で、頭の中だけの理解ではやれない点が理解できて、民法、民訴法の理解にフイードバックできる。【早稲田大学】
- ・ 民事訴訟手続と実体法との関連、そして民事実務家の訴訟業務を有機的に理解させるためには（あるいは体感させるためには）模擬裁判が最適である。【神奈川大学】
- ・ 民事模擬裁判は、民法、商法、会社法、民事訴訟法、ロイヤールンズ、民事訴訟実務（要件実務）の集大成というべき科目である。具体的な事件について、教科書や参考書類で得た知識を駆使、応用し、更に法律的な文章が書けないと、原告被告双方それぞれの主張を認得力ある形で書面化できないし、立証（根拠）を念頭に置かないと机上の空論になってしまうので、総仕上げの科目と考えている。【大官法科大学院】
- ・ 法科大学院の民事系科目の総仕上げ【新潟大学】
- ・ 民法、民事訴訟法で学んだ知識を訴訟という場でどう展開するかを学ぶ場という位置付け。【南山大学】
- ・ 現実の裁判、民訴法、民事実体法の理解に資するものとして意識している。【匿名】
- ・ 重要なものと位置づけている。【金沢大学】

必修科目かどうかについて

- ・ 必修科目とするのが望ましいと考えています（担当者個人の見解）。【駒澤大学】

必修科目としている（科目名「法律文書作成Ⅰ」）。【筑波大学】

- ・ 必修にするよ。【日本大学】
- ・ 今後選択必修化する予定となっている。【明治大学】
- ・ 必修でないため高くない。【大東文化大学】
- ・ 講義の一部として実施している。したがって、固有の科目として実施しているものではない。また、既習者に対してはこのような科目は存在していない。【法政大学】
- ・ 2010年度より1年次での実施することとなった。（科目名：模擬裁判）【明治法科大学院】

(イ) 教材について

使用教材についての記載

- ・ 教材は日弁連のものを使用しているが、3種類であり教材の開発が必要である。【大阪市立大学】
- ・ 日弁連作成のもので良いと思っている。【金沢大学】
- ・ 現段階のところは、日弁連教材とオリジナル教材（3教材）で足りている。当大学院は名古屋法科大学院が主催するコンソーシアムに参加しているが、民事模擬裁判用の教材を未だ使用したことは無い。なお、オリジナル教材の作成に関しては、第二東京弁護士会司法修習委員会の教材作成メンバーの協力を得ている。【大官法科大学院】
- ・ 全くオリジナルな教材を使用している。【同志社大学】
- ・ 独自のものを使用。【新潟大学】
- ・ 教員3人が実際に経験した事件を元に教材を作成した。【南山大学】
- ・ 司法協会の教材はやや高度であるが、とても良いと感じている。【桐蔭横浜大学】
- ・ PSIMの事例を参考に研修所の刊行物、事務所の裁判例など。【東海大学】
- ・ 教種の教材を準備し学生の使用し易いものを探している。【愛知学院大学】
- ・ 争点が単純なものを選択。【京都産業大学】
- ・ 現在、新たな教材を検討している。民事訴訟手続全体を体験学習させる目的から、争点が多岐にわたらない教材を使用するようにしている。【青山学院大学】

教材の作成・選定について要望

- ・ 自校で作成するのは限界があり、司法研修所から適当な教材が提供されることを強く希望する。【大阪大学】

- ・ 模擬裁判に適する教材がもう少し沢山あると良いと思います。【学習院大学】
- ・ 教材の選定に悩んでおり、各大学院の協力が必要と考える。【鹿児島大学】
- ・ 今のところは、独自に作成しているが、適した教材があれば利用したい。【神奈川大学】
- ・ 単純で簡潔な教材がもう少しあるとよいと思う。研修所の模擬裁判と異なり、非常に初歩的な練習という位置付けなので。【関東学院大学】
- ・ 独自教材を使用しているため、作成に時間がかかり、選択肢が少ない。ただオリジナルである分、学生のレベルや時間数に合わせやすい面もある。【関西学院大学】
- ・ 独自に作成しているので、教員の労力をかなり要している。【匿名】
- ・ サイムを利用しているが、実施時間とバランスがとれた事例を求めるのに苦心している。【九州大学】
- ・ 司法研究所その他機関から新教材(古い製作でよい)をもっと提供してもらいたい。【駿河台大学】
- ・ 数が限られている点が問題。【匿名】
- ・ 古く、限られているので、新しいものが必要。【大東文化大学】
- ・ 模擬裁判の事件記録について、事案の複雑さや当事者、証人の数などが、一学期で行うのに適当なものの確保が困難である。既に入手可能なものでも、解説や準備に必要な情報が必ずしも十分とは言えないため、補充に手間を要することが負担となっている。【東京大学】
- ・ PSIM プロジェクトで作成した教材を使用。人証の数、主張立証によって勝敗が左右されること。事案が複雑。専門的でないこと等を満たす事案は少ない。【名古屋大学】
- ・ 各大学で利用しあうのがよい。研修所の教材も参考になる。【日本大学】
- ・ 授業内の回数に収まる手頃な量と質を備えたケースの確保に困難を感じている。【福岡大学】
- ・ 実際の事件記録を加工して作成しているが、とても手間がかかり、また素材の選定が難しい。【横浜国立大学】
- ・ 適切な記録は一番の難問である。【早稲田大学】
- ・ 司法研修所編集にかかると事実認定教材や民事演習教材が司法協会から発売される前に担当教員の属する大学院に1部あて配布されるなど、入手の方法があれば誠にありがたいと思う。【白鷗大学】

(ウ) 時間数について

現在の時間数でほぼ良いとの記載

- ・ 前期 15 回 (1 回は 90 分) の授業は、他の教科との比較において相当と思われる。このうち法廷教室を使ってほぼ 1 日ばかりで行う裁判実技に 4 回分を、その実技に向けての各パート毎 (裁判官役、原・被告代理人役) の個々の検討打合せに 4 回分を充てているが、相当と思われる。【白鷗大学】
- ・ 15 回×1 回 90 分ちょうどよい。【桐蔭横浜大学】
- ・ 民事だけで 2 単位を要する。【同志社大学】
- ・ 2 単位分確保したが、この程度が適当ではないか。【横浜国立大学】
- ・ 15 回という授業は 2 回やるには短い、1 回やるには少し長い。【早稲田大学】
- ・ 1 回: サイダックス、12 回 3 テーマで実施、2 回総括。【南山大学】
- ・ 証人 (本人) テストを含め、実務的に行っている。8 回の講義 (1 回 90 分)。【愛知学院大学】
- ・ 合計 12 時間 【神奈川大学】
- ・ 週 1 単位で相当? 【大東文化大学】
- ・ 時間不足との記載
- ・ 内容について (15 項)、一連の訴訟活動を行わせているため、交互専問の時間がやや不足している。【山梨学院大学】
- ・ 3 年前までは民事模擬裁判は「民事訴訟実務」(2 単位) に組み込まれており、1 コマ中 8 ないし 9 コマ (1 コマ 100 分) を使って当事者の事情聴取、訴状作成、答弁書作成、方法準備書面作成、本人 (証人) の陳述書作成、専問事項作成、専問リハーサル、専問本番、(和解) (最終準備書面作成)、判決言い渡し、という一連の流れを駆け足で行うことができたが、熱心にやり過ぎて他の科目の予習・復習が疎かになる、チームプレーのため個人の学習状況・進捗等が把握できない (人任せにする学生も出てくる)、本人 (証人) 役の手配が困難 (2007 年度は受講生が多く、1 コマを 2 つの法廷に分け、同じ時間帯に 2 法廷同時開延×昼夜 2 コマずつ計 4 コマだったために、本人 (証人) 役が延べ 16 面必要だった) 等の諸般の事情から、冬期 (春休み) 期間中に、4 日間 (土日×2) で行うように変更された。4 日間だと文章の作成というよりは交互専問に力点を置かざるを得ない状況にある。【大宮法科大学院】
- ・ 750 分の時間で実施しているが、時間数が不足している。【筑波大学】
- ・ 隔週 2 限ずつ (3 時間ずつ) 実施。事情聴取や専問は 1 限 (1 時間半) では収まらな

いたため。【名古屋大学】

- ・ 指導担当者、受講生とも熱心であり、実際にはシラバス上の時間を超える時間を要している。【青山学院大学】
- ・ 期日間の準備に期間が必要【匿名】
- ・ 集中講義の場合、時間数を何回分とするとか、通常の授業とは異なるので柔軟な考えが必要である。【大阪市立大学】
- ・ 不足している。【久留米大学】
- ・ 少ない。【日本大学】
- ・ 少し少ない。【金沢大学】
- ・ 起案などに余り時間を割くことがないように配慮。【京都産業大学】
- ・ 学生にはなるべく時間を割くことがないように配慮。【関東学院大学】

(エ) 研究者教員との協同について

- 一応、協同している旨の記載
- ・ 模擬裁判の事案に応じて、関連科目の研究者教員の助言が得られるような配慮をしている。又、模擬裁判を傍聴してもらい、コメントしてもらっている。【神奈川大学】
- ・ 弁護士+研究者(裁判官出身)というは良い組み合わせだと思う。【早稲田大学】
- ・ 不十分である。【九州大学】
- ・ 研究者教員にも模擬裁判を傍聴してもらっており、その意見を聞きながら実施している。【青山学院大学】

協同できれば良いあるいは協同を検討している旨の記載

- ・ 研究者教員とペアを組んで、しかもクラスは別々に実施しているが、実施について意見交換することで実務教員としても学ぶべきものが多くあると感じている。【桐蔭横浜大学】
- ・ 民事訴訟法担当の教員等の部分的な参加があってもよいと思う。例えば、裁判実技を傍聴していただき、その後に問題点、疑問点について講義していただく。実体法研究教員から履修生の起案した判決文の講評なりリアドバイスがあれば更によいと思われる。【白鷗大学】
- ・ 初年度、2年目は協同であったが、3年目から実務家(弁護士)のみ。弁護士とは違った視点での指導があった方がよいので、研究者や裁判官教員の協同をしたい。【名

古屋大学】

- ・ 理念型としての模擬裁判像を研究者、実務家教員が協同して作り上げることができるようになること。【日本大学】
- ・ 現在は実務家教員のみで行っているが、研究者教員の参加も望まれる。【琉球大学】
- ・ 今後、研究者教員の参加を認める予定である。【筑波大学】
- ・ 今後、民事訴訟法の研究者と協議をする。【専修大学】
- ・ 来年度以降は研究者教員の参加も検討【山梨学院大学】
- ・ 協同してもよい。【金沢大学】
- ・ 必要に応じて協同を検討したい。【明治学院大学】
- ・ 今後の検討課題です。【南山大学】
- ・ 理想としては研究者教員との協同が望ましいが、なかなか難しいと感じている。【東海大学】
- ・ 民事の授業と関連付けたい。【大阪市立大学】

協同していないあるいは協同を考えていない旨の記載

- ・ 当大学院は専任教員の多くが実務家(弁護士)であるという特殊性及び4日間の集中講座では民事訴訟法的な論点を盛り込むことも難しいので、現時点では研究者教員との協同作業はない。【大宮法科大学院】
 - ・ 人材不足。【大東文化大学】
 - ・ 今のところ、この側面に関する具体的な実施ノウハウを欠いていると感じる。【福岡大学】
 - ・ 考えていない。必要性も感じていない。【横浜国立大学】
 - ・ 特に必要を感じません。【鹿児島大学】
 - ・ 特に必要とは思わない。【同志社大学】
- (オ) その他
- ・ 実施年度ないし位置付けについて
 - ・ 受講生の一部から実施年次を2年次とする意見があるが、従前どおり3年次実施の予定である。【青山学院大学】
 - ・ 民事模擬裁判に関する法科大学院、司法研修所、実務修習中の各弁護士会司法修習員会等での役割分担、どこがどこまでやるかなどについて総合的な協議は必要であると考える。【大宮法科大学院】

学生の取組みないし負担について

- ・ 学生達は、毎年、とても熱心に楽しそうに取り組んでいます。【関東学院大学】
- ・ 学生は大変熱心に取り組んでいる。また、代理人として、主張を構成し、立証を計画する困難さを身にしみて感じた様子である。【横浜国立大学】
- ・ 学生の積極的な参加、効果的な学習ができるよう少人数で行っているが、教員が思う以上に、学生にとって負担が大きい面もあるようである。
- ・ 時期を3年後期から2年時春休み中に移動するなど学生の負担軽減を考えている。

【専修大学】

- ・ 課外活動として他の法科大学院と「模擬裁判対戦」を行っている。本年度は3月20日実施予定。【名古屋大学】
- ・ 学生に模擬裁判の存在意義と有用性をもっと認識させることが必要である。【日本大学】

評価について

- ・ 評価についてS~Fの通常の評価をしているが、学年間の差をつけがたい面があり、合否との評価の方が良いかもしれない。【成蹊大学】

以上

IV. 法科大学院における刑事模擬裁判アンケート集計結果

(全74校回答)

1. 刑事模擬裁判を内容とする授業を実施していますか？

イ 実施している →合計： 66 校

ロ 実施していない →合計： 8 校

理由：①司法修習において模擬裁判は実施されているので、法科大学院で実施する必要はない

→合計： 0 校

②他の方法で模擬裁判と同じ教育効果を達成できると考えているので、実施する必要はない

→合計： 8 校

③実施したいが、教員や設備を確保できない →合計： 0 校

④その他 →合計： 5 校

・ 現在開講に向けて検討中である：(2)

・ 但し、2年次後期(4年制の3年次)選択必修科目である「刑事訴訟実務」の中で、「模擬証人尋問」を1回の授業で行っている。理由→「模擬裁判」の実施は負担と教育効果考えたとき、消極的である。上記「刑事訴訟実務」での「模擬証人尋問」や選択科目である「刑事弁護活動論」「刑事クリニック」の中で実施されるポイントを絞った「模擬反対尋問」等のシミュレーションの方が教育効果も高いと考えている。(1)

・ 過去に2度実施しているが、一時中断している。カリキュラムへの位置付けを検討中である。(1)

・ 甲府地裁での刑事公判を傍聴することで代えている。但し、民事裁判実務では模擬裁判を行っている。(1)

2. 模擬裁判を内容とする科目の名称は何ですか

※回答なし(空欄) →合計： 0 校

① 模擬裁判 →合計： 30 校

模擬裁判(刑事) →合計： 2 校

② ローヤリソング →合計： 0 校

③ リーガルクリニック →合計： 1 校

④ 刑事訴訟手続演習 →合計： 0 校

⑤ その他 →合計： 38 校

(その他の内訳)

- ・刑事模擬裁判：(8) ・刑事裁判演習：(4) ・刑事実務基礎：(2)
- ・刑事訴訟実務の基礎：(2) ・刑事実務演習：(1)
- ・刑事訴訟実務基礎：(1) ・刑事訴訟法実務Ⅱ：(1)
- ・刑事法実務演習Ⅱ：(1) ・刑事訴訟法実務基礎Ⅰ：(1)
- ・刑事訴訟実務の基礎Ⅰ：(1) ・刑事法総合：(1) ・刑事実務：(1)
- ・総合刑事法演習Ⅰ：(1) ・刑事裁判実務の基礎：(1)
- ・法文書作成・模擬裁判(刑事)：(1) ・刑事法務演習：(1)
- ・模擬裁判 科目名「法文書作成Ⅱ」：(1) ・総合特講Ⅰ：(1)
- ・模擬裁判・刑事法実務概論(一部実施)：(1)
- ・刑事法実務演習B：(1)
- ・刑事実務総合演習及び刑事弁護実務の2科目：(1)

3. 対象学年は何年次生ですか

- ※回答なし(空欄) → 合計： 0 校
- ① 1年次生 → 合計： 0 校
- ② 2年次生 → 合計： 10 校
- ③ 3年次生 → 合計： 50 校

※2年次・3年次生 → 合計： 5 校

※1・2・3年次生 → 合計： 1 校

4. 受講は必修ですか、選択ですか、

- ※回答なし(空欄) → 合計： 0 校
- ① 必修 → 合計： 22 校
- ② 選択必修 → 合計： 24 校
- ③ 選択 → 合計： 20 校
- ④ その他 → 合計： 0 校

5. 何単位ですか

- ※回答なし(空欄) → 合計： 0 校
- ① 1単位 → 合計： 15 校
- ② 2単位 → 合計： 45 校
- ※但し、民事刑事併せて → 合計： 1 校
- ③ 3単位 → 合計： 1 校

※ 刑事実務基礎全体として → 合計： 1 校

※ 「刑事実務基礎」を3単位とし、そのうち1単位分が「模擬裁判」に相当するとしている → 合計： 1 校

- ④ 4単位 → 合計： 1 校
- ⑤ その他 → 合計： 1 校
- ※全授業回数15コマのうち4コマを充てることとしている：(1)

6. いつ実施していますか

- ※回答なし(空欄) → 合計： 0 校
- ① 前期 → 合計： 32 校
- ② 後期 → 合計： 22 校
- ③ 夏休み → 合計： 4 校
- ④ 春休み → 合計： 2 校
- ⑤ その他 → 合計： 6 校
- ・前期・後期：(2) ・1学期(3学期制)：(1)
- ・前期・夏休み：(1) ・後期・夏休み：(2)

7. 直近の登録学生数は何名ですか：3名～241名

8. 1クラスですか、それ以上ですか

- ※回答なし(空欄) → 合計： 1 校
- ① 1クラス → 合計： 42 校
- ② 2クラス → 合計： 16 校
- ③ 3クラス → 合計： 4 校
- ④ 4クラス以上 → 合計： 2 校

9. どのような成績評価ですか

- ※回答なし(空欄) → 合計： 0 校
- ① 可と不可のみの2段階評価 → 合計： 21 校
- ② ABCDの4段階評価 → 合計： 22 校
- ※但し、科目全体の評価である → 合計： 1 校
- ③ その他 → 合計： 25 校

- ・SABCDの5段階：(5) ・秀・優・良・可・不可：(4)
- ・SABC(F不合格)：(1) ・A+ABCFの5段階：(1) ・ABC(F不可)：(1)
- ・AA・A・B・C・Fの5段階(目標標準評価)：(1) ・A+ABCDの5段階：(1)
- ・AB+BC+CD+DFの8段階：(1) ・優良不可：(1) ・秀優良可：(1)
- ・定期試験と平常点で評価：(1) ・100点満点：(1)
- ・実務基礎に関する定期試験と合せて総合的に評価：(1)
- ・刑事実務14のうち4回を充てているに過ぎないので、中間試験と期末試験と一体して評価：(1)
- ・模擬裁判とその他の単元を合して4段階：(1)

10. 模擬裁判の場所はどこですか

- ※回答なし(空欄) →合計： 0 校
- ①法廷教室 →合計： 55 校
- ②通常の教室 →合計： 4 校
- ③裁判所の法廷を借りている →合計： 0 校
- ④その他 →合計： 7 校
- ・法廷教室に変更できる教室：(1) ・法廷教室と通常の教室：(5)
- ・学内共同利用施設にセプトを設置して教室とする：(1)

11. 関与している実務家教員の身分は何ですか(複数回答あり)

- ※回答なし(空欄) →合計： 0 校
- ①専任 →合計： 41 校
- ②みなし専任 →合計： 29 校
- ③特任 →合計： 8 校
- ④兼担 →合計： 3 校
- ⑤非常勤 →合計： 28 校
- ⑥その他 →合計： 10 校
- ・派遣検察官：(6) ・特別客員教授：(1) ・派遣裁判官：(1)
- ・客員教授：(1) ・弁護士：(1)

12. 研究者教員は関与していますか

- ※回答なし(空欄) →合計： 8 校

- ①全く関与していない →合計： 42 校
- ②ある程度関与している →合計： 19 校
- その他 →合計： 1 校
- ・2科目のうち1つが上記①、もう1つが②

13. どのような教材を使用していますか(複数回答あり)

- ※回答なし(空欄) →合計： 0 校
- ①司法協会の教材(司法研修所編) →合計： 16 校
- ・司法研修所作成の模擬裁判記録 →合計： 1 校
- ②刑事模擬裁判ライナーインジヤニエアル(PSIM編、慈学社出版) →合計： 2 校
- ③独自に作成した教材 →合計： 16 校
- ④その他 →合計： 42 校
- ・法務総合研究所の教材：(37) ・法務省作成の記録：(1)
- ・日弁連刑事訴訟実務教材4集：(1)
- ・司法研修所の裁判・検察・刑事弁護各教官作成にかかるビデオ教材及び上記③として模擬裁判担当の裁判・検察・弁護各関係教員作成の授業用レジュメ等を使用：(1)
- ・弁護士会の研修で使っている資料を法科大学院用に手直ししたもの：(1)
- ・近畿弁護士会作成『下川事件：強盗致傷事件』『福田事件：捜査段階』：(1)

14. どの範囲まで実施していますか

- ※回答なし(空欄) →合計： 1 校
- ①公判前整理手続+公判手続(審理及び判決言渡し) →合計： 22 校
- ②公判手続(審理) →合計： 29 校
- ③公判手続(尋問だけ) →合計： 2 校
- ④その他 →合計： 12 校
- ・公判手続(審理及び判決言渡し)：(3) ・公判手続(審理及び尋問)：(1)
- ・上記①+②+③ながら公判準備や合議：(1) ・上記①+②：(2)
- ・上記①+③：(1) ・上記②+裁判員裁判：(1)
- ・公判手続(審理)但し、交互尋問を中心として、他は一部割愛：(1)
- ・冒頭手続、検察冒頭、弁護側手紙、意見及び証人採用否、同意書証の取調、証拠物の証拠調：(1)

15. 準備を含めた場合、全体に占める法廷活動の時間的割合はどの位ですか

※回答なし(空欄) →合計: 2 校

① 9割～10割 →合計: 0 校

② 7割～8割程度 →合計: 14 校

③ 5割～6割程度 →合計: 27 校

④ 3割～2割程度 →合計: 19 校

その他の →合計: 4 校

・7～8割・5～6割:(1) ・3割～2割・5～6割(回答担当者数名のため):(1)

・3～2割・5～6割・4～5割(回答担当者数名のため):(1)

・4割程度:(1)

16. 誰が当事者及び証人になりますか(複数回答あり)

※回答なし(空欄) →合計: 1 校

① 学生 →合計: 45 校

② 研究者教員 →合計: 3 校

③ 実務家教員 →合計: 6 校

④ 一般市民 →合計: 0 校

⑤ プロの役者ないし劇団員 →合計: 0 校

⑥ その他 →合計: 16 校

・卒業生:(2) ・研究者:(1) ・助教(人数不足のため):(1)

・協力弁護士(本学のTA若手弁護士アトナイザー):(1)

・担当者の事務職員(事務局・事務局):(3) ・外部の弁護士:(2)

・演劇部の学生(大学生):(1) ・芸術学部演劇科学生:(1)

・上記①+人数によって上記②③:(1) ・法学部大学院生のTA:(1)

・長野県弁護士会の弁護士:(1)

・法曹三者は学生、被告人及び証人はLS修了生

(今年は本年度司法試験合格者):(1)

17. 模擬裁判の目的は何ですか(複数回答あり)

※回答なし(空欄)

① 刑事訴訟手続全体の流れを理解させること

② 刑事訴訟法及び規則を理解させること

→合計: 1 校

→合計: 63 校

→合計: 55 校

③ 主張立証責任を理解させること

④ 事実認定力を身につけさせること

⑤ 当事者代理人としての能力を身につけさせること

⑥ 口頭での表現力を身につけさせること

⑦ 法曹倫理を身につけさせること

⑧ その他

・事実記録に基づいた実際の刑事訴訟手続を体験することにより、法科大学院において習得した実体法及び手続法に関する基礎的な理解を一層深めると共に、法曹志望に向けた勉学のモチベーションを高めること:(1)

・交互尋問技術(あり方):(2)

→合計: 27 校

→合計: 32 校

→合計: 27 校

→合計: 34 校

→合計: 8 校

→合計: 3 校

18. 上記の目的を達成できていますか

※回答なし(空欄) →合計: 2 校

① 十分出来ている →合計: 14 校

② 一応出来ている →合計: 45 校

③ 出来ていない →合計: 1 校

④ その他 →合計: 4 校

・熱心に参加した学生については、大いなる成果が得られ、相応に目的達成ができている。しかし、選択科目であるため、年度当初は受講登録していても、「準備等の負担が大きい」、「受験勉強の時間が奪われる」等といった消極的理由で、実際の受講を控える生徒も相当数存在している実情でもあり、学生全体のレベルからみると、法科大学院教育の中に「模擬裁判」を科目として取り入れた目的が達成されているとはいえない面もある。(1)

・学生によって上記①②③に分かれる:(1)

・上記②+時間的制約を考えるとかなり良い経験になっていると思われる:(1)

・分類?(No.62) 複数名の回答のため分かれている:(1)

19. 課題ないし問題点は何でしょうか(複数回答あり)

※回答なし(空欄)

① 被告人及び証人を確保しにくい →合計: 6 校

② 適切な教材を確保しにくい →合計: 36 校

③ 学生の人数が多いため一人の学生の担当する範囲が狭い →合計: 20 校

→合計: 1 校

→合計: 6 校

→合計: 36 校

→合計: 20 校

④学生が熱心に取り組まない集計→合計： 1 校
⑤その他 →合計： 23 校

- ・平成 21 年度は学生が 6 人と少なすぎた： (1)
 - ・自由記載欄に記載： (1)
 - ・人数が多いため、裁判员だけの役割の者がおり、受け身的になる： (1)
 - ・学生の人数が多く、準備のための打合せの日程調整が大変： (1)
 - ・学生の担当する役割によって負担に差が生じてしまう： (2)
 - ・1回 100 分の授業で 2 回を模擬裁判に充てているが、時間が不足している： (1)
 - ・年にもよるが、学生の数を確保しにくい場合がある： (1)
 - ・特になし (うまくいっている)： (2)
 - ・課題負担等が重いとして履修が少ない： (1)
 - ・時間不足である： (3) ・授業時間が少ない： (1)
 - ・受講者の人数が少ない： (2)
- ・模擬裁判を選択した学生は授業に熱心に取り組み、授業を高く評価しているのに、他の学生の中には、この科目は負担が重く受験勉強に不利であるとの誤解があるようであるので、より多くの学生にこの科目を履修させるようにすること： (1)
- ・学生の基礎的能力の差、下地のない者が急ぎよ取組んでも身につかない： (1)
 - ・学生間の人間関係がこじれるきっかけになりかねないので、注意している： (1)
 - ・刑事実体法及び手続の理解に不十分な点があると学習効果が上がらない。履修者が少なく、学生の負担が大きい： (1)
 - ・学生の基礎知識がやや足りなく、達成度に限界がある。書記官役、事務官役、看守役の確保に苦勞する： (1)
 - ・模擬法廷が使えない： (1)
20. 模擬裁判の傍聴は可能ですか (複数回答あり)
- ※回答なし (空欄) →合計： 2 校
- ①受講学生以外の学生の傍聴も可能 →合計： 37 校
 - ②その他学内関係者の傍聴も可能 →合計： 30 校
 - ③学外の弁護士等の傍聴も可能 →合計： 8 校
 - ④一般人の傍聴も可能な場合もある集計 →合計： 8 校
 - ⑤その他 →合計： 19 校
- ・一応不可とはしていないが、これまで傍聴者はいない： (1)

・希望があれば原則可能である： (1)

- ・特に決まっていないが、これまで傍聴者はない： (1)
 - ・前例がないため回答できない： (1) ・適宜判断する： (1)
 - ・今のところ予定していない： (1)
 - ・これまで関係のない方が傍聴したことはない： (1)
 - ・修了生 (合格者) の傍聴が多い： (1) 研究者教員の傍聴は可能： (1)
 - ・特に考えたことがない： (1) ・事実上不可能である： (2)
 - ・必修なので特に傍聴を公開する必要はない： (1)
 - ・教官の傍聴も可能 (授業参観してもらっている)： (1)
 - ・本年度は市民参加型の裁判员裁判の模擬を予定している： (1)
 - ・傍聴について特に制限はしていないので、誰でも傍聴可能であるが、広報宣伝もしていないので、実際には受講者以外の学生、教員、関係の学外弁護士に限られている。平成 22 年度入学者から必修科目として実施予定の「刑事模擬裁判」については、本法学大学院の社会貢献活動の一環としても位置付け、一般市民から裁判员を募集すると共に、公開手続を公開する方向で検討中である： (1)
 - ・上記①②と一応可能ではあるが、積極的に呼びかけてはいない (準備と模擬法廷場面とを大きく 2 分別して、模擬法廷場面を集中して実施するわけではない)： (1)
 - ・上記①②③につき個別に担当教員が評価している。ただし、上記④例は過去にない： (1)
21. 司法修習における模擬裁判との関連を意識していますか
- ※回答なし (空欄) →合計： 2 校
- ①司法修習における模擬裁判とは異なったものとして位置付けている →合計： 15 校
 - ②特に意識していない →合計： 39 校
 - ③その他 →合計： 10 校
- ・橋渡しのものとして位置付けている： (1)
 - ・分野別及び選択型の各修習における模擬裁判を意識しているが、法科大学院におけるそれは、あくまでも、刑事手続の基本的な流れを実体験させることを通じて、法科大学院で得られた基礎知識を一層確実なものとするともに、勉学のモチベーションを高めることに存在意義があると理解している： (1)

- ・ 基本的な手続の流れと交互尋問のおもしろさを体感させることにより、司法修習への架橋とすることを意識している：(1)
- ・ 上記②+特に基本を理解させるようにしている：(1)
- ・ 司法修習では模擬裁判は昔と異なり必ずしも十分ではないと認識しており、修習を補うものとして考えている：(1)
- ・ 意識しているが、法学の基礎のマスターにも配慮している：(1)
- ・ 司法修習で模擬裁判の機会が少ないので、事実上、それに代わる唯一の機会と位置付けている：(1)
- ・ 司法修習における模擬裁判以上のものと位置付けている：(1)

22. 模擬裁判において実務を批判的に検討することも意識していますか。

- ※回答なし(空欄) →合計： 4 校
- ①意識している →合計： 19 校
- ②特に意識していない→合計： 37 校
- ③その他 →合計： 6 校
- ・ まずは実務を認識・理解させる：(1)
 - ・ 裁判員裁判との区別、相違は意識しているが、実務を批判的に検討することはいしきしていいない：(1)
 - ・ 今のところ教材がそのような事例ではない：(1)
 - ・ 特に意識していない、実務を理解させる事が先である。批判はその後：(1)
 - ・ 裁判員裁判を意識している：(1)

V. 刑事模擬裁判アンケートの自由記載欄の内容

(記載内容はいずれも担当者の個人的意見であり、法科大学院としての意見ではありません。)

(イ) 模擬裁判の位置付けについて

- 刑事訴訟法の理解を深めるあるいは手続全体の流れを感得するため
- 頭の中で考えていた手続を、実際に移すことよって生きた手続を理解させる。【青山学院大学】
- 教科書で学んだことを、いかに理解しているか、これをいかに実務的に生かすかという位置付けで指導している。【愛知学院大学】
- 自ら体験することによって、実務に即した刑事訴訟手続の流れと刑事訴訟法の理解を深め、実践的な事実認定の在り方等についても認識させる。【学習院大学】
- 法科大学院における模擬裁判を、事件記録に基づいた実際の刑事訴訟手続を体験することにより、法科大学院において習得した実体法及び手続法に関する基礎的な理解を一層深めるとともに、法曹志望に向けた勉学のモチベーションを高めるため。【関西大学】
- 分野別及び選択型の各修習における模擬裁判を意識しているが、法科大学院におけるそれは、あくまでも、刑事手続の基本的な流れを実体験させることを通じて、法科大学院で得られた基礎知識を一層確実なものとするとともに、勉学のモチベーションを高めることに存在意義があると理解している。このように位置つけた場合、基本的には必修科目とするのが望ましいと思われる。しかし、これを独立の必修科目とすることについては、現時点では、法科大学院におけるカリキュラム構成のあり方全体の問題とも関連している上、人的、物的側面からするさまざまな制約が伴うことも否めない。そこで、現在、必修科目である「刑事実務の基礎」の中に、刑事模擬裁判を「ミニ模擬裁判」として取り組むことを検討中(なお、その場合、従来の模擬裁判を、選択科目として残すか否かについても検討の要がある。)【関西大学】
- 実際の体験により、手続全体を理解させ、刑訴法の理解を深めることを意図しているが、どうしても学生は、表面上の形式に目をうばわれがちであるという問題がある。【関西学院大学】
- 1年次の刑事訴訟法の講義を踏まえ、刑事手続の実務に対する関心を涵養して、後に予定する演習への主体的参加を促すよう刑事訴訟法令適用の実務を疑似体験させ、もって校は手続の全体像を把握させることを狙いとす。【静岡大学】

・ 手続の全体を模擬体験して、理解させること。尋問について体験しながら理解させること。【島根大学】

・ 前記21・22問とも関連するが、模擬裁判の科目においても、理論から実務への架橋としての役割を果たすべく、あまり技術的な面には拘泥しないで、まず刑事裁判手続の全体像を理解させるように心掛けている。【同志社大学】

・ 刑事訴訟手続の理解を深め知識を身に付けさせるために、必須の授業と考えるが、基本科目・演習などの時間割に効果的に組み込む。時間的な余裕がなかなか取れない。

【東北学院大学】

・ 実務能力を身につけること、すなわち、刑事訴訟実務の実際を体験することを通じて、訴訟上の知識を体得し、当事者の視点から事実を把握する能力（証拠の評価を含む）を養い、当事者としての訴訟戦略を練り、これを法廷で表現する能力を培うことである。【獨協大学】

・ 刑事手続全体を頭ではなく体で覚える不可欠の機会と位置付けている。【一橋大学】

・ ①必修科目である「刑事訴訟実務の基礎」の授業の総仕上げのものと位置付けている。それまで知識として蓄えたものをこの段階で一挙に放出させ、新たな経験をさせることによって、学生の知識の定着をはかり、実用に堪えるものにする。その効果は確実に挙がっている。また②起訴状、論告弁論、判決起案2回作成後の総括として位置付けている。【法政大学・担当教員ごとの回答】

・ 時間的にも多くはとれないので、公判手続の流れの理解と実際に法廷で訴訟活動をする感触を体験してもらうよう位置付けている。【信州大学】

・ 刑事公判手続に関する知識を実践的に会得させる唯一の機会と位置付けている。【東京大学】

・ 新司法試験の択一試験の刑訴法問題は実務を知られば容易に解けるものが多いので、模擬裁判は実務を体感する科目として重要だと思っています。定期試験で択一問題を出し、平常点と合わせて評価しています。【熊本大学】

・ 刑事手続を一応理解している学生を対象に行っているが、3年前期で復習の意味も兼ねさせており、かつ起案を通じて文章作成能力の向上も計ろうとの意図がある。【匿名】

・ 実務的教育として位置付けている。役割の理解・相手方との信頼関係の基づく手続進行を学ばせるもの。【東海大学】

・ 手続の流れを理解させることに主眼をおいている。【名城大学】

・ 実務を理解させるための一助として。【創価大学】

前期修習廃止との関係の記載

・ 前期修習が廃止されたことから、法科大学院で学修しておかなければならないというところ。司法研修所でも実施されるとしても前期修習がなくなった以上、事前訓練としてやっておく意義は大。【鹿児島大学】

・ 司法修習段階における模擬裁判との役割分担が不明確のまま実施しているため、法科大学院において行う意味が曖昧になっているように思います。目的（達成目標）を明確にして、その点に集中する方法を工夫したいと思っています。【広島大学】

・ 刑事裁判演習（司法修習前期に近い内容を授業とする科目）の最後に模擬裁判を実施している。学年末試験として模擬裁判を実施している。【香川大学・愛媛大学連合法務研究科】

裁判員裁判との関係の記載

・ 裁判員裁判との関係について、今後どのような模擬裁判を行っていくべきか悩んでいる。【駒澤大学】

その他の記載

・ 実務家要請の観点からは、全コースターで必修科目とすべきとすら思うが、学生の意欲・能力を考慮すると難しいのだろうか。【東北大学】

・ 刑事実務14回の授業のうち4回を充てている。【神奈川大学】

・ 捜査、公判前整理手続（類型、予定主張関連証拠開示、証拠意見、予定主張明示）、公判（証人尋問、異議）を12回にわたって教え、残り1回を練習にあて、模擬裁判（約7時間）終了後に講評1回を充てる。【北海道大学】

・ 2年時の必修科目である事実と証明（刑事）と連携させることを検討している。【明治大学 刑事裁判官チーム】来年度から2年後期に実施する「事実と証明」講義と連携を考慮したカリキュラムに変更する予定。【明治大学 刑事弁護士チーム】

・ 2010年度より1年次での実施をすることとなった。（科目名：模擬裁判）【明治学院大学】

・ 試験に直結しない科目なのでどうしても学生が力を入れない面がある。【姫路獨協大学】

(ウ) 教材について

使用教材についての記載

- ・前記教材登載の事案を、模擬裁判に充当可能な時間数に応じて適宜改変して利用した。なお、参考図書として、司法研修所監修「刑事第一審公判手続の概要—参考記録に基づいて—平成19年版」（法曹会）を推奨した。【静岡大学】
- ・刑事手続の捜査から始まる各段階について、もともと適切だと思われる教材を各別に用いている。【匿名】
- ・弁護士会の裁判員裁判における法廷弁護士研修で用いる資料などを参考にして、法科大学院生用に改編したものを使用している。【獨協大学】
- ・法務総合研究所の公判演習教材を使用しているが、否認事件であっても検察側の事件が多く、弁護士役の学生からは不満の声もある。【一橋大学】
- ・模擬裁判用に簡略化した教材を使用。【北海道大学】
- ・実際に刑事裁判に携わった経験が豊富な検事が作成した教材であり、まさに実務的でおおむねよい教材といえる。【鹿児島大学】

教材の作成・選定についての要望

- ・学生の学力に添じた教材の確保が難しい。【青山学院大学】
- ・日弁連が作っている教材でもう少し充実したものがあれば助かる。【香川大学・愛媛大学連合法務研究所】

大学連合法務研究所

- ・難易度や罪種・論点を考慮した多様な教材があるとよい。【学習院大学】
- ・複数の新しい教材があれば有難い。【駒澤大学】
- ・事実認定が問題となるような、コンパクトな事例集が欲しい。【島根大学】
- ・適切な教材が少なく、その確保が困難なので、毎日頭を痛めています。【首都大学東京法科大学院】
- ・適当な教材がなく、苦慮している。【信州大学】
- ・司法修習の模擬裁判で使用されているような適切な教材を見つけにくい状況である。

【甲南大学】

- ・「ミニ模擬裁判」用の教材開発を検討中。【関西大学】
- ・司法研修所の教材が一つしかないので、追加してほしい。【東海大学】
- ・良い教材が数少ない点は悩みである。【東京大学】
- ・法務総合研究所作成の資料を活用しているが、逐次刊行して欲しい。【東北学院大学】
- ・手続を学ばせることに要点を置いた教材が多いため、学生にも取り組みやすい反面、自己の裁量・判断で事件を組み立てる余地は少ない。この点にも配慮した教材があ

ると、訴訟活動の面白さがより伝わると思う。【東北大学】

- ・適当な教材がほとんどないように思っています。【匿名】
- ・適切な教材の確保が課題。【法政大学】
- ・模擬裁判に適した教材がないため、毎年苦勞しているのが現状です。【名城大学】
- ・公判前整理手続まで含めた教材が少ない。【横浜国立大学】
- ・公判前整理手続を含んだ適切な教材が見当たらない。【神戸学院大学】
- ・法曹三者共通の模擬裁判教材があると（できれば公判前手続を含んだもの）、学生には学びやすく、教員も教えやすいのではないかと思います。【白鴎大学】

(ウ) 時間数について

現状ないし現在の時間数ではほば良いとの記載

- ・通常の毎週各100分の講義を14回（その中には当事者としての各書面の提出、法廷弁護士技術として必要なプレゼンテーション、尋問技術の実演による習得を含む）を行ったうえで、3週間後に実際の模擬裁判を1日かけて行う。【獨協大学】
- ・概ね妥当である。【姫路獨協大学】
- ・捜査、公判前整理手続（類型、予定主張関連証拠開示、証拠意見、予定主張明示）、公判（証人尋問、異議）を12回にわたって教え、残り1回を練習にあて、模擬裁判（約7時間）終了後に講評1回を充てる。【北海道大学】
- ・星夜開講のため、準備として2回休講（計3時間）し、日曜日に全1日（6時間）で審理を行い、後日の授業日に判決宣告、講評を行っている。【名城大学】
- ・模擬裁判は朝から夕方まで1日かけてやっている。公判前整理手続はその前の週に約3時間かけてやっている。【香川大学・愛媛大学連合法務研究所】
- ・「ミニ模擬裁判」を必修科目である「刑事実務の基礎」の中に取り込んだ場合、その時間配分は、2コマ程度を予定。【関西大学】
- ・模擬裁判実施に向けたガイダンスに1コマ、模擬裁判の実施に3コマを充当した。【静岡大学】
- ・模擬法廷での実習を3〜4時間分当てているが、ほばこれで妥当なように思われる。なお、講評についても1時間分当てている。【匿名】
- ・別の教材の使用によって、15コマの時間数は十分こなせた（純粋な模擬裁判には9コマをあてた）。【東海大学】
- ・2単位（18コマ）であるので、時間には比較的余裕がある。【東京大学】
- ・丁度よい。【鹿児島大学】

時間不足である旨の記載

- ・ 授業時間数については7コマ（1時間 30分×7）を充てており、教材にもよるが、講評の時間も十分とれるようにする必要がある。【学習院大学】
- ・ カリキュラム編成の制限があり、やむを得ないと考えられるが、もう少し時間が欲しい。【青山学院大学】
- ・ 通常の授業時間数に実施しているが、証人尋問など予定を超えることが多く、2コマ（180分）に及ぶことが多い。【神奈川大学】
- ・ 前期15コマの時間数を民事模擬裁判と刑事模擬裁判とが折半しており、刑事模擬裁判としては実質7コマに過ぎない関係で時間数がやや足りない。【金沢大学】
- ・ 通常の授業時間内で行っているが、時間数が足りない。【駒澤大学】
- ・ 準備作業の時間の確保が難しい。【近畿大学】
- ・ 本当は公判前整理手続もやりたいと考えたいですが、3年後期に8コマしかないので、授業の中で行うのが困難です。しかし、授業外の準備で証拠開示請求を検討するようアドバイスをするなどし、充実した公判活動ができるよう指導しています。【熊本大学】

判決手続までは無理にしても、論告、弁論までやりたいと思っている。そのためには、合計3回（300分）ほどの模擬裁判の授業が必要と思うが、14回の授業のうち3回を模擬裁判に充てるのは困難である。【神戸学院大学】

- ・ 模擬裁判のための準備の時間が足りなく、時間外で行うこともある。【信州大学】
- ・ 民事と刑事を14回（7回×2）で実施しているのですが、時間数が不足ではあるが、あまり時間をかける余裕がないのでやむを得ないと考えています。【大東文化大学】
- ・ ①刑事訴訟実務基礎（2年次後期・2コマ・週1回90分授業）の前半は法総研教材を用いての起訴状、論告・弁論、判決起案指導、後半を模擬裁判授業にあてている。模擬裁判準備4回、本番1回、講評等1回というスケジュールで実施している。②刑事訴訟実務基礎の中で行っているのが時間不足ではない。【法政大学・教員ごとの回答】
- ・ 夏休み期間中に集中的に実施しているのですが、やはり時間不足です。【匿名】

学生の負担感ないし態度について

- ・ まず、公判手続全般、検察官立証・公判弁護の流れ、裁判官の役割等について双方向的授業を行った後に、6コマをかけて模擬裁判を行った。多くの学生は授業及び模擬裁判に事前準備の上、積極的に取り組んだが、前半の双方向的授業は模擬裁判に

比べて座学の色彩が強いため、一部に積極性に書ける学生が見られた。また、模擬裁判についても、担当する役割により、学生の負担に差が生じてしまい、極めて多忙な学生とそうでない学生を生じてしまったことは、今後改善すべき点である。【甲南大学】

- ・ 準備時間に多くをとられて、院生が受講を忌避する傾向がある。【島根大学】
- ・ 夏季休暇中の1週間を各クラス3期日ずつ割り当てて実施しているので、時間数としては十分であるが、民事模擬裁判の後に引き続き刑事模擬裁判を行うので、学生はほぼ1ヶ月間全部を民事・刑事の模擬裁判に費やすことになり、負担感は強い。【一橋大学】

今後の検討事項

- ・ 前記第19問において記述したところとも関連するが、これまで1科目中で行ってきた刑事模擬裁判と民事模擬裁判を2つの科目に分けてより履修し易くすることを検討している。【同志社大学】
- ・ 1単位として短時間に集中して行う方法を考えたい。準備に相当の時間を要するので、他の科目に影響を与える。【東北学院大学】

(エ) 研究者教員との協同について

一応、協同している旨の記載

- ・ 実体法担当教員は実体法上の問題について助言するほか、被告人又は証人として参加者と随時打合せをした。【静岡大学】
- ・ 特にないが、研究者教員には模擬裁判における裁判官役をお願いしている。【獨協大学】
- ・ 実務手続について実務家教員が担当し、それが大半を占めることがあるが、復習の部分や理論的問題（部分）については、研究者教員が担当していることもある。【匿名】
- ・ PSIMに参加しているので、研究者教員と実務家教員が相談しながら授業を行っている。【日本大学】
- ・ 本学の模擬裁判（刑事）は、研究者教員が全ての授業に立会い、研究者の視点からのコメントを行っているのが特徴である。【早稲田大学】
- ・ 実際の模擬裁判には出席して頂き、助言等を頂いた。【東海大学】
- ・ 特になし。ただ研究者教員にも傍聴してもらい、適宜コメントをもらっている。【愛

知学院大学】

今後より一層緊密に協同して行きたい。【同志社大学】

協同できれば良いあるいは協同を検討している旨の記載

・ 協同すれば違う角度からの意見が加わり、より充実するのではないかと。【香川大学・愛媛大学連合法務研究科】

・ 手続の理論的な理解を深めるには、協同も考えられる。【学習院大学】

・ 深みが増す、あるいは別の考え方もあるということ意義があると考える。

【鹿児島大学】

・ それが望ましいが、研究者との協同はない。卒業生である司法修習生や実務に就いて間もない弁護士が参加してコメントを述べられている。その点で卒業生実務家との協同はある。【神奈川大学】

・ 参観して講評に参加してもらえればと思う。【神戸学院大学】

・ 特に必要性を感じていないが、協同できればより効果は期待できるだろう。【駒澤大学】

・ 当然望ましい。【東北学院大学】

・ 研究者教員も多忙なため出席が困難だが、協同することが望ましい。【姫路獨協大学】

・ 講評をお願いする程度の協力を求めることは必要であろう。【北海道大学】

・ 必要に応じて協同を検討したい。【明治学院大学】

・ 手続きをなぞるだけで済むような教材であれば、研究者教員が関与する余地はないが、これはもったいないことと思う。理論的な問題点も含む教材があれば、研究者教員と協同したい。【東北大学】

協同していない、協同を考えていない旨の記載

・ 協同（働）関係は特になし。【関西大学】

・ できていない。現状の教員体制では無理。【島根大学】

・ 特に考えていない。【信州大学】

・ 必要とは考えていない。【東京大学】

・ 特に必要性を感じていない。【立命館大学】

・ 中々難しいところ。【名城大学】

・ 弁護士出身の研究者教員（ただし、教員分類は実務家教員）と派遣検察官の協働で実施しているので、特に問題はない。【一橋大学】

(オ) その他

刑事裁判は大変革期

・ ①刑事裁判の分野は、数年前に公判前整理手続が導入され、本年からは裁判員裁判制度が施行されるという大変革期にあり、それに伴い、訴訟当事者の訴訟活動のあり方も大幅に変わりつつある。これに伴って、刑事模擬裁判の授業のあり方も変化するものが求められると考えるが、実務自体が未だ流動的でノウハウの蓄積もなし中、新しい制度や訴訟活動をどの程度授業に取り入れていくかが今後の検討課題であると思う。②刑事模擬裁判は、学生が裁判官、検察官及び弁護士の各役を演じることに伴い、刑事訴訟手続の基本的な流れを体得できるだけでなく、事実認定能力を培うこともできるもので、「理論と実務の架橋」という意味では極めて効果的な授業であるが、受験勉強に直結しないなどの理由により、そもそも受講希望者が少なく、この点をどう改善するかという問題がある。【上智大学】

受講者が少ない

・ 本校では問題ないが、非常勤で教えている法科大学院では受講者が少なく、成果が伝わりにくい。【立教大学】

・ 学生側に負担感があり、登壇が少ない。本来、理論と実務を架橋する重要な科目であり、熱心に取り組めば司法試験においても役立つ部分があるが、学生の理解を得られない。受講経験者は上記の理解に至っているので、シラバス等を通じて案内の仕方に工夫が必要とも思われる。【早稲田大学】

受講者が多すぎる

・ 必修科目のため、裁判官、検察官及び弁護士役の学生数が各9～10名程度にもなり、多すぎることから十分な教育効果があがっていないのではないかと懸念がある。【広島大学】

法科大学院の目玉など

・ 模擬裁判は法科大学院の実践的教育の目玉として重きをおいて臨んでいる。【愛知学院大学】

・ 学生は模擬裁判の教育効果を実感しており、負担を感じつつも、必修科目として夏休みに実施することを支持している。【一橋大学】